

振替輸送取扱規則

2018年4月1日規則第46号

目次

- 第1条 (目的)
- 第2条 (振替輸送の取扱い)
- 第3条 (対象となる旅客)
- 第4条 (振替輸送区間)
- 第5条 (振替乗車票の発行)
- 第6条 (振替乗車票発行の特例)
- 第7条 (振替輸送の実施及び解除の連絡)
- 第8条 (関係先及び旅客への周知)
- 第9条 (手回品の特例)
- 第10条 (精算の方法)
- 第11条 (施行細目)

附則

(目的)

第1条 この規則は、大阪市高速電気軌道株式会社（以下、「当社」という。）が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「当社線」という。）又は別表1に掲げる事業者が運営する鉄道及び軌道（以下「社線」という。）が運行不能となった場合における振替輸送の取扱いに関して必要な事項を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行をはかることを目的とする。

(振替輸送の取扱い)

第2条 この規則による振替輸送は、当社線と社線間で取り扱う振替輸送（以下「相互振替輸送」という。）及び大阪シティバス株式会社（以下、「シティバス」という。）が経営する乗合自動車の路線による振替輸送（以下、「シティバス振替輸送」という。）又はシティバスが経営する貸切自動車による振替輸送（以下、「貸切バス振替輸送」という。）により行うものとする。

(対象となる旅客)

第3条 振替輸送の取扱いを受けることができる旅客は、当社線又は社線が運行不能となった場合において、既に運行不能区間について有効な乗車券を所持する旅客及び回数カードにより入場した旅客（第7条及び第8条を除き、以下「旅客」という。）に限るものとする。

(振替輸送区間)

第4条 旅客は、次の各号に掲げる区間において、振替輸送の取扱いを受けることができる。

- (1) 相互振替輸送の場合においては、運行不能区間に相当する別表2第1号に掲げる接続駅間。ただし、運行不能区間に相当する区間を越える場合であっても、別表2第1号に掲げる接続駅の範囲内で取扱いを受けることができる場合がある。
- (2) シティバス振替輸送の場合においては、別表2第2号に定める駅における運行不能区間に相当する停留所間
- (3) 貸切バス振替輸送の場合においては、運行不能区間に相当する区間

(振替乗車票の発行)

第5条 振替輸送の取扱いを行うときは、旅客に対して乗車券と引換え（定期券又は振替輸送を行う区間を経由して前途有効な乗車券を所持する場合は、その確認後）に振替乗車票を発行する。ただし、振替乗車票を発行することが困難な状況にあるときはこの限りでない。

- 2 振替乗車票は、発行日及び発行駅名を明記した上で、旅客1人につき1枚発行するものとする。なお、通用期間は発行当日限りとする。
- 3 振替乗車票の様式は、別に定める。

(振替乗車票発行の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合における振替輸送の取扱いは、振替乗車票を発行しないで行う。この場合、旅客の乗車券は回収（定期券又は振替輸送区間を経由して前途有効な乗車券にあっては、それを確認）するものとする。

- (1) 別表1に掲げる会社との間で、振替乗車票によらず相互振替輸送を行うこととした場合
- (2) 貸切バス振替輸送を行う場合

(振替輸送の実施及び解除の連絡)

第7条 当社線が運行不能となり振替輸送の必要が生じたときは、輸送指令所は、次に掲げる事項を振替輸送を依頼する相手方（以下「相手方」という。）に速やかに報せ、実施の承諾を得なければならない。

- (1) 不通の事由及び場所
 - (2) 振替輸送を行う区間及び開始時刻
 - (3) 旅客の滞留状況
 - (4) 振替輸送取扱い予想人員
 - (5) 復旧の見込み
 - (6) その他必要な事項
- 2 振替輸送の必要が無くなったときは、輸送指令所はその旨を相手方に速やかに報せなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、他の事業所が前2項に掲げる事項を行うことが適当と認められる場合は、その取扱いを行うことができる。

(関係先及び旅客への周知)

第8条 輸送指令所は、振替輸送を実施することとなった場合及び振替輸送の必要が無くなった場合は、必要な事項を当社線の関係先へ速やかに報せなければならない。

2 前項の規定により速報を受けた駅は、その状況など必要な事項を掲示等により旅客に周知しなければならない。

(手回品の特例)

第9条 旅客が社線において既に持ち込みを認められている手回品については、旅客営業規則の定めにかかわらず、その持ち込みを認めることができる。

(精算の方法)

第10条 振替輸送の取扱いを行った場合は、次の各号に定めるところにより、精算を行う。

- (1) 当社線により振替輸送を行った場合は、振替乗車票の発行枚数に基づき精算する。ただし、振替乗車票の交付を受けない旅客があるとき（第6条第1号の場合を除く。以下同じ。）は、駅において数取り調査を行い、その数を発行したものとみなし、精算を行う。
- (2) シティバス振替輸送を行った場合は、振替乗車票の発行枚数に基づき精算する。ただし、振替乗車票の交付を受けない旅客があるときは、数取り調査を行い、その数を発行したものとみなし、精算を行う。
- (3) 貸切バス振替輸送を行った場合は、振替輸送契約に定める運賃に基づき精算を行う。

(施行細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、交通事業本部運輸部長が定める。

別表1（第1条関係）

西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社

別表2（第4条関係）

- (1) 相互振替輸送
ア 当社線及び西日本旅客鉄道間

当社線	西日本旅客鉄道
江坂	南吹田

東三国	東淀川
新大阪 西中島南方	新大阪
梅田 東梅田 西梅田	大阪 北新地
扇町	天満
都島	桜ノ宮
天神橋筋六丁目 関目高殿 千林大宮 関目成育	城北公園通
野江内代	J R野江
大阪ビジネスパ ーク	大阪城公園 大阪城北詰
森ノ宮	森ノ宮
玉造	玉造
鶴橋 △谷町九丁目 △日本橋	鶴橋
四天王寺前夕陽 ヶ丘	桃谷
天王寺	寺田町 天王寺
動物園前 ◇天下茶屋	新今宮
桜川	芦原橋
大正 ドーム前千代崎	大正
弁天町	弁天町
九条	西九条
玉川	野田
野田阪神	海老江
南森町	大阪天満宮
難波	J R難波
大国町	今宮
文の里 昭和町	美章園
田辺	南田辺
西田辺	南田辺

	鶴ヶ丘
長居	長居
我孫子	我孫子町
北花田	浅香
新金岡	堺市
中百舌鳥	三国ヶ丘 百舌鳥
京橋 ▼天満橋 ▼北浜 ▼淀屋橋 ▼肥後橋	京橋 大阪城北詰
蒲生四丁目 鳴野	鳴野
今福鶴見 深江橋	放出
横堤	徳庵
高井田	徳庵 高井田中央 △ J R 河内永和 ■ 久宝寺 ■ 加美
鶴見緑地 門真南 長田	鴻池新田
平野	平野
出戸	加美 新加美
長原	久宝寺
八尾南	八尾
北巽	J R 長瀬 △ J R 俊徳道
南巽	平野 衣摺加美北
※大阪港	※ユニバーサルシ ティ

※ユニバーサルシティから大阪港への片方向の取扱いとする。

△近鉄線を経由する場合に取扱う。

◇南海線を経由する場合に取扱う。

▼京阪線を経由する場合に取扱う。

■ J R おおさか東線を経由する場合に取扱う。

イ 当社線及び南海電気鉄道間

当社線	南海電気鉄道
難波	難波

天下茶屋	天下茶屋
大国町 恵美須町	今宮戎
花園町	萩ノ茶屋
岸里 玉出	岸里玉出
桜川	汐見橋
動物園前 天王寺	新今宮
西田辺	帝塚山
長居	住吉東 沢ノ町
我孫子	我孫子前
新金岡 中百舌鳥	中百舌鳥

ウ 当社線及び近畿日本鉄道間

当社線	近畿日本鉄道
◎難波 ◎谷町九丁目 天王寺 阿倍野	大阪阿部野橋
昭和町 文の里	河堀口
田辺	北田辺 今川
西田辺 駒川中野 平野	針中野
長居 我孫子 喜連瓜破	矢田
北花田	河内天美
●中百舌鳥	河内長野

◎近鉄大阪線を経由する場合に取扱う。

●南海高野線を経由する場合に取扱う。

エ 当社線及び阪神電気鉄道間

当社線	阪神電気鉄道
梅田 西梅田	大阪梅田
野田阪神	野田

オ 当社線、南海電気鉄道、近畿日本鉄道及び西日本旅客鉄道間

当社線	南海電気鉄道	近畿日本鉄道	西日本旅客鉄道

難波	難波		
天王寺		大阪阿部野橋	天王寺
中百舌鳥	中百舌鳥		
	河内長野	河内長野	
	三国ヶ丘		三国ヶ丘

(注) 南海電気鉄道線(難波・河内長野間)が運行不能時に、近畿日本鉄道線(大阪阿部野橋・河内長野間)で振替輸送を実施する場合に限り、当社線(難波・天王寺間)で振替輸送の取扱いを行う。

カ 当社線、阪急電鉄及び京阪電気鉄道間

当社線	阪急電鉄	京阪電気鉄道
梅田 東梅田 西梅田	大阪梅田	
天神橋筋六丁目	天神橋筋六丁目	
阿波座 玉川		中之島
肥後橋 淀屋橋 本町		渡辺橋 淀屋橋 大江橋
北浜 堺筋本町		北浜 なにわ橋
南森町		
天満橋 谷町四丁目		天満橋
	高槻市	枚方市
	西山天王山	淀
	烏丸 京都河原町	祇園四条 三条 神宮丸太町 出町柳

(注) 京阪電気鉄道が運行不能時のみ、玉川、阿波座、本町、堺筋本町及び谷町四丁目での振替を実施する。

キ 当社線、京阪電気鉄道、阪急電鉄、北大阪急行電鉄及び大阪高速鉄道間

当社線	京阪電気鉄道	阪急電鉄	北大阪急行電鉄	大阪高速鉄道
東三国		三国		

梅田 東梅田 西梅田 中津		大阪梅田 中津		
天神橋筋六 丁目		天神橋筋六 丁目		
西中島南方 新大阪		南方		
江坂		豊津	江坂	
		千里山 関大前	緑地公 園	
		南千里	桃山台	
		山田		山田
		箕面 北千里	千里中 央	千里中央
				彩都西 豊川 阪大病院 前 公園東口
		茨木市		
瑞光四丁目 だいどう豊 里		上新庄		
井高野		相川		
				南摂津
		摂津市		摂津
		南茨木		南茨木
		蛍池		大阪空港 蛍池
		石橋阪大前 桜井		柴原阪大 前
		牧落		少路
玉川 阿波座	中之島			
肥後橋		渡辺橋		
淀屋橋 本町	淀屋橋 大江橋			
北浜 堺筋本町	北浜 なにわ橋			
南森町		天満橋		

天満橋 谷町四丁目				
京橋 森ノ宮 鳴野	京橋			
野江内代 蒲生四丁目	野江			
関目高殿 今福鶴見 横堤 関目成育	関目			
新森古市				
鶴見緑地	森小路			
太子橋今市	土居			
清水	滝井			
	千林			
千林大宮				
守口	守口市			
	西三荘			
大日 門真南	門真市			大日 門真市

ク 当社線、近畿日本鉄道及び西日本旅客鉄道間

当社線	近畿日本鉄道	西日本旅客鉄道
	近鉄奈良	奈良
	近鉄郡山	郡山
	筒井	大和小泉
	王寺	王寺
	山田川	西木津
	新祝園	祝園
	狛田	下狛
	三山木	J R 三山木
	興戸	同志社前
	新田辺	京田辺
	新石切	四条畷
		野崎
		住道

	吉田	
	荒本	
		鴻池新田
長田	長田 (生駒)	
森ノ宮		森ノ宮

ケ 当社線、近畿日本鉄道及び阪神電気鉄道間

当社線	近畿日本鉄道	阪神電気鉄道
梅田 東梅田 西梅田		大阪梅田
野田阪神 ●玉川		野田 ●西九条
九条		九条
●弁天町		
ドーム前千代崎 ●大正		ドーム前
桜川		桜川
難波	大阪難波	大阪難波
日本橋 ●動物園前 ●南森町	近鉄日本橋	
谷町九丁目 △天王寺	大阪上本町	
鶴橋 ●森ノ宮 ●京橋	鶴橋	
今里 新深江	今里	
小路	布施	
北巽	●俊徳道	
	●河内永和	
高井田	河内小阪	
長田	八戸ノ里 長田 (生駒)	

● J R線を経由する場合に取扱う。

△近鉄南大阪線又は J R線を経由する場合に取扱う。

(2) シティバス振替輸送

当社線

江坂、北花田、新金岡、中百舌鳥及び大日を除く各駅

附 則

この規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年3月16日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021年9月15日から施行する。